

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧表 【差替 19.4.18】

修正後	修正前
<p>(共 - 3 - 3 9 )</p> <p>3 - 5 - 3 コンクリートブロック工</p> <p>7. 請負者は、コンクリート...</p> <p>8. 請負者は、コンクリート...</p> <p>9. 請負者は、コンクリート...</p> <p>10. 請負者は、目地の...</p> <p>11. 請負者は、水抜き...</p> <p>12. 請負者は、コンクリート...</p> <p>13. 請負者は、プレキャスト...</p> <p>14. 請負者は、プレキャスト...</p> <p>15. 請負者は、連結ブロック...</p> <p>(共 - 3 - 4 3 )</p> <p>3 - 6 - 2 アスファルト舗装の材料</p> <p>6. 上層路盤に使用する...</p> <p>7. 上層路盤に使用する...</p> <p>8. 加熱アスファルト...</p> <p>9. 請負者は、セメント...</p> <p>10. アスファルト舗装の...</p> <p>11. 請負者は、アスファルト...</p> <p>12. 再生アスファルト混合物...</p> <p>13. 剥離防止対策</p> <p>14. アスファルト舗装の...</p> <p>15. アスファルト舗装の...</p> <p>16. アスファルト舗装の...</p> <p>17. アスファルト舗装の...</p> <p>18. 表 3 - 22、 3 - 23...</p> <p>19. プライムコートで...</p> <p>20. タックコートで...</p> <p>(共 - 5 - 4 )</p> <p>5 - 5 - 3 配合</p> <p>3. 請負者は、示方配合...</p> <p>4. 請負者は、使用する...</p> <p>5. 請負者は、セメント...</p>	<p>5. 請負者は、コンクリート...</p> <p>6. 請負者は、コンクリート...</p> <p>7. 請負者は、コンクリート...</p> <p>8. 請負者は、目地の...</p> <p>9. 請負者は、水抜き...</p> <p>8. 請負者は、コンクリート...</p> <p>9. 請負者は、プレキャスト...</p> <p>10. 請負者は、プレキャスト...</p> <p>11. 請負者は、連結ブロック...</p> <p>8. 上層路盤に使用する...</p> <p>9. 上層路盤に使用する...</p> <p>10. 加熱アスファルト...</p> <p>11. 請負者は、セメント...</p> <p>12. アスファルト舗装の...</p> <p>13. 請負者は、アスファルト...</p> <p>14. 再生アスファルト混合物...</p> <p>15. 剥離防止対策</p> <p>16. アスファルト舗装の...</p> <p>17. アスファルト舗装の...</p> <p>18. アスファルト舗装の...</p> <p>19. アスファルト舗装の...</p> <p>20. 表 3 - 22、 3 - 23...</p> <p>21. プライムコートで...</p> <p>22. タックコートで...</p> <p>4. 請負者は、示方配合...</p> <p>5. 請負者は、使用する...</p> <p>6. 請負者は、セメント...</p>

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧表 【差替 19.4.18】

修正後	修正前
<p>(植 - 3 - 7 )            第 2 1 0 条 損傷樹木の手当て            3 ) 幹の大きな空洞            上記処置に加えて、空洞にモルタル、アスファルト、木材などを充てんする。  <u>充てん物の仕上面...</u>            4 ) 傾斜と倒状  <u>この処置については、監督職員と協議すること。</u></p>	<p>3 ) 幹の大きな空洞            上記処置に加えて、空洞にモルタル、アスファルト、木材などを充てんする。            てん充物の仕上面...            4 ) 傾斜と倒状            この処置については、監督職員と協議すること。</p>

6. **請負者**は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充てんしなければならない。
7. **請負者**は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。
8. **請負者**は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。
9. **請負者**は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。

### 3 - 5 - 2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第1編3 - 3 - 3作業土工の規定によるものとする。
2. 床掘は各測点、各変化点毎に丁張（2重丁張）を設け、設計法長に対する段割等も考慮して、基礎コンクリートの基準高さ、床掘高さ、位置を決定して床掘仕上げを行うものとする。
3. 過剰床掘はしてはならない。仮に過剰掘削をしていた場合は、土砂等は碎石、岩盤等は捨てコンクリートで処理をしなければならない。

### 3 - 5 - 3 コンクリートブロック工

1. コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、コンクリートブロック張り、連節ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。
2. コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1：1より急なものをいうものとする。  
コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを法面に張りつけた、法勾配が1：1若しくは1：1よりゆるやかなものをいうものとする。
3. **請負者**は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、碎石、割ぐり石またはクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。
4. **請負者**は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。
5. **請負者**は、コンクリートブロック積の施工にあたり、基礎コンクリートの縦断勾配について設計図書に定めがない場合、原則として基礎コンクリートを水平に施工しなければならない。ただし、縦断勾配3 / 1 0 0程度までは、縦断勾配に平行に施工することもできる。なお、縦断勾配が3 / 1 0 0以上の場合は、原則として段切り（一段根入れ高3 8 7mm）を設けて調整しなければならない。これにより難しい場合は、**監督職員**と協議しなければならない。
6. **請負者**は、法長の調整を行うときは、天端で調整しなければならない。
7. **請負者**は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ、尻がいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充てんした後に締固め、合端

付近に空隙が生じないようにしなければならない。ただし、曲線部の施工でやむを得ず合端が開く場合においても、合端間隔を 3 cm までに抑えなければならない。

8. 請負者は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、**設計図書**に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難しい場合は、**監督職員**と**協議**しなければならない。

9. 請負者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については**設計図書**に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、**監督職員**と**協議**しなければならない。

10. 請負者は、目地の設置間隔が設計図書に定められていない場合は、原則として間隔を 10m 以内とし、曲線部の施工にあたっては以下のとおりとする。

請負者は積みブロックの合端が密着するように目地を配置しなければならない。

目地は、扇形目地コンクリート（胴込コンクリート）等で調整しなければならない。

目地材は、目地コンクリートの片側一面に設置するものとする。

11. 請負者は、水抜き管の設置について設計図書に定められていない場合は、原則として以下のとおり設置するものとする。

河川護岸（砂防流路工を含む）において堤内地盤より高い盛土部分（築堤）には水抜きを設けないが、堀込河道等で残留水圧が大きくなる場合は水抜きを設ける。ただし、常時湛水が予想される水位（L・W・L）以下については、水抜きを設けないものとする。

海岸護岸においては、平均干潮面（M・L・W・L）以下については、水抜きを設けないものとする。

水抜きは、2 m<sup>2</sup>に 1 箇所、硬質塩化ビニル管（VP管）径 50 mm を標準とする。

12. 請負者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、**監督職員**の**承諾**を得なければ、モルタル目地を塗ってはならない。

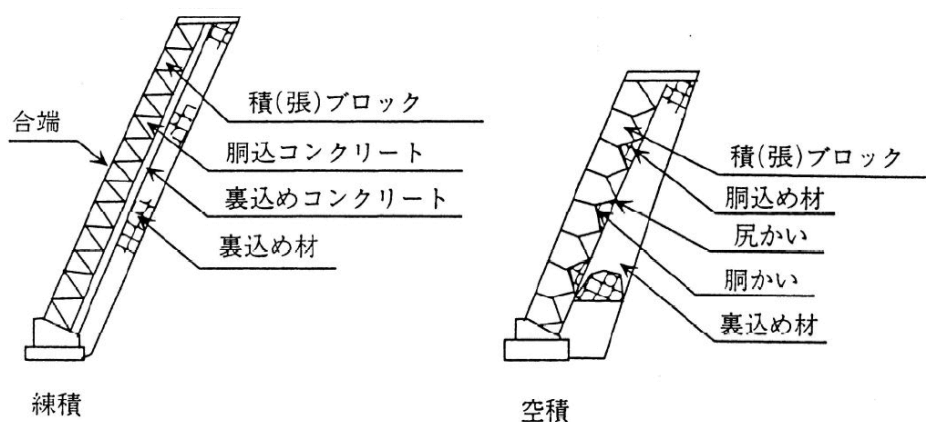


図3 - 3 コンクリートブロック工

13. **請負者**は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工するものとする。
14. **請負者**は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充てんし、表面を平滑に仕上げなければならない。
15. **請負者**は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ**施工計画書**に記載しなければならない。

### 3 - 5 - 4 緑化ブロック工

1. **請負者**は、緑化ブロック基礎のコンクリートは**設計図書**に記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体となるように、打設しなければならない。
2. **請負者**は、緑化ブロック積の施工にあたり、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。
3. **請負者**は、緑化ブロック積の施工にあたり、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、1段ごとに締固めなければならない。
4. **請負者**は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、**請負者**はその原因を調査し**監督職員**に**通知**するとともに、再度施工し、施工結果を**監督職員**に**通知**しなければならない。

### 3 - 5 - 5 石積(張)工

1. **請負者**は、石積(張)工の基礎の施工にあたり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。
2. **請負者**は、石積(張)工の施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。
3. **請負者**は、石積(張)工の施工における裏込めコンクリートは、**設計図書**に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難しい場合は、**監督職員**と**協議**しなければならない。
4. **請負者**は、石積(張)工の施工において、胴込めコンクリートが壁前面に押し出すこと等により石の風合いを損ねないよう、深目地となるように施工しなければならない。

## 第6節 一般舗装工

### 3 - 6 - 1 一般事項

1. 本節は、一般舗装工として舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理工法、及び石灰安定処理工法を標準とするものとする。

- 3 . 上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。
- 4 . **請負者**は、路盤の施工に先立って、路床面または下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。
- 5 . **請負者**は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、**監督職員**と協議しなければならない。

### 3 - 6 - 2 アスファルト舗装の材料

- 1 . アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は**設計図書**によるものとする。
  - ( 1 ) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
  - ( 2 ) セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質
  - ( 3 ) 粒度調整路盤材の最大粒径
  - ( 4 ) 石粉以外のフィラーの品質
- 2 . **請負者**は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に**監督職員**に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を**監督職員**が**承諾**した場合には、**請負者**は、試料及び試験結果の**提出**を省略する事ができるものとする。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に**監督職員**に提出することで品質証明書に代えるものとする。
  - ( 1 ) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材
  - ( 2 ) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材
  - ( 3 ) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材
- 3 . **請負者**は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に**監督職員**に提出しなければならない。
  - ( 1 ) セメント安定処理に使用するセメント
  - ( 2 ) 石灰安定処理に使用する石灰
- 4 . **請負者**は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に**監督職員**に提出しなければならない。

なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に**監督職員**に提出することで品質証明書に代えるものとする。

  - ( 1 ) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト
  - ( 2 ) 再生用添加剤

(3) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料

なお、製造後 60 日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを**確認**するものとする。

5. 下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。

(1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表 3 - 15 の規格に適合するものとする。

表 3 - 15 下層路盤の品質規格

工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装試験法便覧 1 - 3 - 5 (1988) 1 - 3 - 6 (1988)	6 以下
		修正 CBR(%)	舗装試験法便覧 2 - 3 - 1 (1988)	20 以上 [30 以上]
	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装試験法便覧 2 - 3 - 2 (1988)	呈色なし
	製鋼スラグ	水浸膨張比(%)	舗装試験法便覧 2 - 3 - 4 (1988)	1.5 以下
		エージング期間	-	6 カ月以上

特に**指示**されない限り最大乾燥密度の 95%に相当する CBR を修正 CBR とする。

鉄鋼スラグには PI は適用しない。

アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が 40 cm より小さい場合は、修正 CBR の規格値の値は[ ]内の数値を適用する。なお 40 で CBR 試験を行う場合は 20%以上としてよい。

再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50%以下とするものとする。

鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、6 ヶ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならない。ただし、電気炉スラグを 3 ヶ月以上通常エージングしたあとの水浸膨張比が 0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを**確認**してエージング期間を短縮することができる。

6. 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。

(1) 粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、碎石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとす。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表 3 - 16、表 3 - 17、表 3 - 18 の規格に適合するものとする。

表 3 - 16 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装試験法便覧 1 - 3 - 5 (1988) 1 - 3 - 6 (1988)	4 以下
	修正 CBR (%)	舗装試験法便覧 2 - 3 - 1 (1988)	80 以上
再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装試験法便覧 1 - 3 - 5 (1988) 1 - 3 - 6 (1988)	4 以下
	修正 CBR (%)	舗装試験法便覧 2 - 3 - 1 (1988)	80 以上 [90 以上]

(注) 粒度調整路盤に用いる破碎分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。  
アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正 CBR は、[ ]内の数値を適用する。ただし、40 で CBR 試験を行った場合は 80 以上とする。

表 3 - 17 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒 度 調 整 鉄 鋼 ス ラ グ	呈色判定試験	舗装試験法便覧 2 - 3 - 2 (1988)	呈色なし
	水浸膨張比 (%)	舗装試験法便覧 2 - 3 - 4 (1988)	1.5 以下
	エージング期間	-	6 ヶ月以上
	一軸圧縮強さ (MPa)	舗装試験法便覧 2 - 3 - 3 (1988)	-
	修正 CBR (%)	舗装試験法便覧 2 - 3 - 1 (1988)	80 以上
	単位容積質量 (kg / l)	舗装試験法便覧 4 - 9 - 5 (1988)	1.5 以上

表 3 - 18 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	規格値
水 硬 性 粒 度 調 整 鉄 鋼 ス ラ グ	呈色判定試験	舗装試験法便覧 2 - 3 - 2 (1988)	呈色なし
	水浸膨張比 (%)	舗装試験法便覧 2 - 3 - 4 (1988)	1.5 以下
	エージング期間	-	6 ヶ月以上
	一軸圧縮強さ [ 14 日 ] (MPa)	舗装試験法便覧 2 - 3 - 3 (1988)	1.2 以上
	修正 CBR (%)	舗装試験法便覧 2 - 3 - 1 (1988)	80 以上
	単位容積質量 (kg / l)	舗装試験法便覧 4 - 9 - 5 (1988)	1.5 以上

(注) 表 3 - 17、表 3 - 18 に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正 CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。

(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表3-19の規格に適合するものとする。

表3-19 粒度調整路盤材の粒度範囲

呼び名	ふるい目 粒度範囲	通過質量百分率(%)										
		53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	425 μm	75 μm	
粒度調整路盤砕石	M-40	40~0	100	95~100			60~90		30~65	20~50	10~30	2~10
	M-30	30~0		100	95~100		60~90		30~65	20~50	10~30	2~10
	M-25	25~0			100	95~100		55~85	30~65	20~50	10~30	2~10

7. 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第1編2-10-1一般瀝青材料の舗装用石油アスファルトの規格のうち、100~120を除く40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。

8. 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-20、表3-21の規格に適合するものとする。

表3-20 鉄鋼スラグの品質規格

材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水 浸 膨張比(%)
クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	-	-	50以下	2.0以下
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下

(注)水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装試験法便覧3-7-8(1988)を参照する。

表3 - 21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

名称 \ 項目	旧アスファルトの含有率 (%)	旧アスファルトの針入度 (25) 1/10 mm	骨材の微粒分量試験で 75 μm を通過する量 (%)
アスファルトコンクリート再生骨材	3.8 以上	20 以上	5 以下

- [注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。
- [注2] 表 2-15 の数値は、不特定のアスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量のバラツキや路盤発生材の過度な混入を避けることを配慮し、さらに実績を加味して定めたものである。
- [注3] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20~13mm、13~5mm、5~0mm の3種類の粒度や 20~13mm、13~0mm の2種類の粒度にふるい分けられている場合が多い。
- [注4] アスファルトコンクリート再生骨材の 13mm 以下が2種類にふるい分けられている場合には再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別に試験して合成比率に応じて計算により 13~0mm 相当分を求めてもよい。また、13~0mm あるいは 13~5mm、5~0mm 以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13~0mm をふるい取ってこれを対象に試験を行う。
- [注5] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び 75 μm を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
- [注6] 骨材の微粒分量試験は JISA1103 により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μm ふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μm ふるいにとどまるものを気乾もしくは 60 以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求める(旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75 μm ふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う)。
- [注7] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が表 2-15 に適合するものであれば、再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がバラツキやすいので他のアスファルトコンクリート再生骨材と調整して使用することが望ましい。

9. 請負者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。
10. アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第1編 2 - 10 - 1 一般瀝青材料に示す 100~120 を除く 40~60、60~80、80~100 の規格に適合するものとする。
11. 請負者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。
- (1) 請負者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督職員の承諾を得なければならない。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを工事に使用する前に監督職員に提出することで品質証明書に代えるものとする。
- (2) 再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。
12. 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、プラント再生舗装技術指針による。
13. 剥離防止対策

- (1) フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して1～3%を標準とする。
- (2) 剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3%以下とする。
14. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、溶融スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。
15. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものとする。
16. アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。
17. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。
- (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-22、3-23の規格に適合するものとする。
- (2) 密粒度アスファルトコンクリートの骨材の最大粒径は車道部20mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20mmまたは13mmとする。
- (3) アスカーブの材料については**設計図書**によるものとする。
18. 表3-22、3-23に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、**設計図書**によるものとする。

表3-22 マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類	粗粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度ギャップアスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物
	20	20   13	13	13	(20F)   (13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13
突固め回数	1,000 T	75			50				75
	T < 1,000	50							50
空隙率 (%)	3~7	3~6		3~7	3~5		2~5	3~5	-
飽和度 (%)	65~85	70~85		65~85	75~85		75~90	75~85	-
安定度 kN	4.90以上	4.90 (7.35)以上			4.90以上		3.43以上	4.90以上	3.43以上
フロー値 (1/100 cm)	20~40						20~80	20~40	

〔注1〕T：舗装計画交通量（台/日・方向）

〔注2〕積雪寒冷地域の場合や、1,000 T < 3,000 (N6交通) であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を50回とする。

〔注3〕( )内は、1,000 T (N6交通以上) で突き固め回数を75回とする場合の基準値を示す。

〔注4〕水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度75%以上が望ましい。

$$\text{残留安定度 (\%)} = (60 - 48 \text{時間水浸後の安定度 (kN)} / \text{安定度 (kN)}) \times 100$$

〔注5〕開粒度アスファルト混合物を歩道部の透水性舗装の表層として用いる場合、一般に突き固めを50回とする。

表3-23 アスファルト混合物の種類と粒度範囲、アスファルト量

混合物の種類	粗粒度アスファルト混合物		密粒度アスファルト混合物		細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物		細粒度ギャップアスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物	ポーラスアスファルト混合物	
	20	20	13	13			(20F)	(13F)					(13F)	(13F)
仕上がり厚 cm	4~6	4~6	3~5	3~5	3~5	4~6	3~5	4~6	3~4	3~5	3~4	4~5	4~5	
最大粒径	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13	20	13	
通過質量百分率(%)	26.5 mm	100	100			100							100	
	19 mm	95-100	95-100	100	100	100	95-100	100	100	100	100	100	95-100	100
	13.2 mm	70- 90	75-90	95-100	95-100	95-100	75-95	95-100	95-100	95-100	95-100	95-100	64-84	90-100
	4.75 mm	35- 55	45-65	55-70	65- 80	35- 55	52-72	60- 80	75- 90	45- 65	23- 45	10-31	11-35	
	2.36 mm	20- 35	35-50	50- 65	30- 45	40-60	45- 65	65- 80	30- 45	15- 30	10-20			
	600 μm	11- 23	18-30	25- 40	20- 40	25-45	40- 60	40- 65	25- 40	8- 20				
	300 μm	5- 16	10-21	12- 27	15- 30	16-33	20- 45	20- 45	20- 40	4- 15				
150 μm	4- 12	6-16	8- 20	5- 15	8-21	10- 25	15- 30	10- 25	4- 10					
75 μm	2- 7	4- 8	4- 10	4- 10	6-11	8- 13	8- 15	8- 12	2- 7	3-7				
アスファルト量%	4.5-6	5-7	6-8	4.5-6.5	6-8	6-8	7.5-9.5	5.5-7.5	3.5-5.5	4-6				

19. プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、**設計図書**に示す場合を除き、JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) の P K - 3 の規格に適合するものとする。
20. タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、**設計図書**に示す場合を除き、JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) の P K - 4 の規格に適合するものとする。

### 3-6-3 コンクリート舗装の材料

1. コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は**設計図書**によるものとする。
- (1) アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物の種類
- (2) 転圧コンクリート舗装の使用材料
2. コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、第1編3-6-2アスファルト舗装の材料の規格に適合するものとする。
- (1) 上層・下層路盤の骨材
- (2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物
3. コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、**設計図書**に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.4MPaとするものとする。
4. 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、**設計図書**に示す場合を除き、L、A及びB交通においては4.4MPa、またC交通においては4.9MPaとするものとする。

### 3-6-4 舗装準備工

1. **請負者**は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない

ンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、**設計図書**及び第1編5-5-4材料の計量及び練混ぜ、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により**監督職員の確認**を得なければならない。ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績（概ね1年以内の公共工事に限る）があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。

5. **請負者**は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は**請負者**がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

## 第4節 コンクリートミキサー船

### 5-4-1 一般事項

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」を準用するものとする。

### 5-4-2 コンクリートミキサー船の選定

**請負者**は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、**監督職員の承諾**を得なければならない。ただし、**コンクリートミキサー船現地調査**により使用可となった船舶については、当該検査結果の写しを**提出**することで、**承諾**に代えることができるものとする。

### 5-4-3 配合

1. コンクリートの品質又は配合の指定事項は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. **請負者**は、施工に先立ち、指定事項に基づき示方配合を定め、配合報告書を**監督職員**に提出し、**確認**を得なければならない。
3. **請負者**は、**監督職員**が試験練りの実施を**指示**した場合には、試験練りを行い、その試験結果を**監督職員**に提出しなければならない。ただし、指定事項に基づいた配合について、既に製造実績（概ね1年以内の公共工事に限る）があり、品質管理資料が整備されている場合は、当該実績における品質管理資料の写しを**提出**することで、試験練りの試験結果の資料に代えることができる。

## 第5節 現場練りコンクリート

### 5-5-1 一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 3-5-2 材料の貯蔵

1. **請負者**は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。
2. **請負者**は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器又は防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中

に分離、変質した混和材料を使用してはならない。

3. **請負者**は、ゴミ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。

### 5 - 5 - 3 配 合

1. **請負者**は、コンクリートの配合において、**設計図書**の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。
2. **請負者**は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表5 - 1の示方配合表を作成し、その資料により**監督職員の確認**を得なければならない。ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績（概ね1年以内の公共工事に限る）があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。

表5 - 1 示方配合表

粗骨材の 最大寸法 (mm)	スランブ (cm)	水セメン ト比 W/C(%)	空気量 (%)	細骨材率 (%)	単 位 量 (kg/m <sup>3</sup> )					
					水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A

3. **請負者**は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、および混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。
4. **請負者**は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に**監督職員の確認**を得なければならない。
5. **請負者**は、セメント混和材料を、使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に**監督職員の確認**を得なければならない。

### 5 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ

1. 計量装置
  - (1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、**請負者**は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、**監督職員に通知**しなければならない。
  - (2) **請負者**は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行い、その結果を**監督職員に提出**しなければならない。
2. 材料の計量
  - (1) 計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」又は**監督職員の承諾**を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。

#### 1) 枝幹の傷口

傷口の小さなものは削直し、ツギロウ、コールタールなどで防水を施す。大きなものは傷口を削直した後、防腐剤や消毒剤（クレオソート、カルスメイト、ゆ合剤）などを塗布し、その上から防水（ペンキ、コールタール、ツギロウ）を施す。

#### 2) 幹のせまい空洞

腐食部分を削り、防腐剤・消毒剤を塗布し、その上から防水を施し、新組織でのまきこみを図る。

#### 3) 幹の大きな空洞

上記処置に加えて、空洞にモルタル、アスファルト、木材などを充てんする。

充てん物の仕上面は形成のすぐ下までにとどめ、幹外にはみ出さないように留意する。

空洞が大きく樹木補強の必要がある場合はボルト等で締めて倒木を防ぐ。

#### 4) 傾斜と倒状

この処置については、**監督職員と協議**すること。

## 第7節 病・虫害防除

### 第211条 病・虫害防除

薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法をじゅん守し事前に周辺居住者等への周知徹底をはかる等人畜への安全に十分留意する。

使用薬剤及び使用量は**設計図書**による。**設計図書**において同等品以上とある場合は、原則として、農薬取締法により登録認定されたものとする。

実施に先立ち、対象樹木の種類、病気、使用薬剤、薬剤の使用方法及び実施日、天候の状況、周辺居住者等への周知徹底の方法等について**監督職員**と十分**協議**する。

使用日は風が少なく、天候の不順でない日とし、風上から散布する。また周囲対象物以外のものにかからぬよう注意する。

使用時刻は、真夏は日中を避け、なるべく夕方とする。

散布は、微噴霧器等を使い、十分圧力をかけ、原則として葉から30cm～40cm離して行う。

散布量は、所定の濃度に正確に希釈したものを、葉面に細かい水滴がつく程度にし、余分に薬液のついた場合は振り落としてやる。

そしゃく口を持った害虫（葉などを食べる害虫）を対象に行う場合は、当該枝葉部

分に十分付着するよう展着剤等を適宜混合して散布する。

吸収口を持った害虫（注射鉢状の口を持っている害虫）を対象とする場合は、害虫に直接散布する。

～ について樹高の高い樹木に対して実施する場合等で、これにより難しい場合は、実施方法について、**監督職員**と十分**協議**して定める。

アメリカシロヒトリ・テンマクケムシ等の幼令期に枝葉集団して生活している虫の場合は、この部分の枝葉を、幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、**監督職員**の指定する場所に集め、速やかに処分する。

使用機器及び薬品の保管については、事前、事後を通じ十分に注意し作業終了後は、遺漏なく速やかに片付ける。

## 第8節 倒木復旧

### 第212条 倒木復旧

- (1) 途中で折れたりして被害が著しい時は速やかに撤去する。
- (2) 幹折れがなく、再生すると考えられるものについては、速やかに以下の処理をとり植えなおす。

冬期剪定と同程度地上部を剪定する。

倒れた反対側の土を根が入る程度に掘り取る。

地上にはみ出した根、よじれ折れた根、割れた根は植ますに収まるよう剪定する。

垂直に立直し埋戻す。支柱を施す。

樹勢回復のため速効性窒素肥料（硫安，尿素）の追肥を行う。

## 第9節 防寒対策

### 第213条 コモ巻き等

#### コモ巻き

樹木の形状に合わせて、唐竹で芯立てをし、動かないよう荒縄で樹幹に固定する。

唐竹に添わせて荒縄で枝葉を巻き込む。

その上から、コモで覆い、下部から上部に縄で巻き上げる。

#### 覆い

低木類の特に指定するものに対しては寒冷紗等で覆いを行う。

#### 敷きワラ

草花，球根類については霜対策として敷きワラを行うとよい。